

○総務省告示第二百七十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣 新藤 義孝

第2の第2表中

401-402	宇宙運用（宇宙から地球） 地球探査衛星（地球から宇宙） 気象衛星（地球から宇宙）	公共業務用 一般業務用	
---------	--	----------------	--

を

401-402	宇宙運用（宇宙から地球） 地球探査衛星（地球から宇宙） 気象衛星（地球から宇宙）	公共業務用 一般業務用	体内植込型医療用データ伝送用とし、割当ては別表9-3による。
---------	--	----------------	--------------------------------

に

改める。

第2の別表9-3の1の表を次のように改める。

401.5MHz	403.5MHz	405.5MHz
----------	----------	----------